

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 年 月 号
日

荇田町長 様

市町村等名
代表者名

一般廃棄物搬入事前協議書

荇田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり協議します。

記

委託者	所在地	
	市町村等名	
	担当部署	
受託者	運搬業者（1）	
	運搬業者（2）	
	運搬業者（3）	
	運搬業者（4）	
	運搬業者（5）	
	中間処理事業者	
	最終処分事業者	
一般廃棄物の種類		
一般廃棄物の数量（t）		
町内の一般廃棄物処理施設へ搬入を必要とする理由		
搬入予定期間		年 月 日から 年 月 日まで

【添付書類】

※事前協議の審査に関して町長が必要と認める書類を添付

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

苧田町長



一般廃棄物搬入事前協議承認通知書

年 月 日付けで事前協議のあった一般廃棄物の搬入について、苧田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程第3条第4項の規定により、下記のとおり承認しますので通知します。

記

- 1 搬入期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 遵守事項

第 年 月 日 号

苅田町長 様

市町村等名
代表者名

一般廃棄物処分委託通知書

一般廃棄物の処分委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第9号イの規定に基づき、次のとおり通知します。

記

委託者	所在地		
	市町村等名		
	担当部署		
受託者	運搬業者(1)		
	運搬業者(2)		
	運搬業者(3)		
	運搬業者(4)		
	運搬業者(5)		
	中間処理業者		
	最終処分業者		
処分(再生)施設			
処理委託計画期間		から	まで
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法	種類	数量	処理方法
		t	
		t	
委託する一般廃棄物の種類、数量、処理方法		t	
	添付書類		
	1 委託理由書(区域内での処理が困難な理由を記載) 2 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画 3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類(図面等) 4 廃棄物の成分を証明する書類(ダイオキシン類等) 5 当該搬入団体と処理施設の委託契約書の写し		

一般廃棄物の搬入に関する協定書

苧田町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、苧田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程（令和5年苧田町告示第10号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の区域内に所在する処理施設に一般廃棄物を搬入する場合は、甲に環境保全協力金（以下「協力金」という。）を支払うものとする。

（一般廃棄物搬入実績の報告）

第2条 乙は、規程第7条第1項に規定する報告書を同条に定める期限までに甲に提出するものとする。

（協力金の支払）

第3条 協力金の額は、次のとおりとする。この場合において、1トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。

- (1) 乙が県内の市町村等である場合 500円/トン
- (2) 乙が県外の市町村等である場合 1,000円/トン

2 甲は、前条の報告書の提出を受けたときは、協力金の額を確定し、規程第8条第3項に規定する確定通知書により乙に通知するものとする。

3 乙は、確定通知書を受け取った日から起算して30日以内に協力金を支払うものとする。

4 甲は、乙が前項の規定による期日までに協力金の支払が困難であると認めるときは、期間を定めて支払を猶予するものとする。

（調査及び公表）

第4条 甲は、規程第1条に定める目的の達成のため、必要な限度において乙からの一般廃棄物の搬入に関して調査を行うことができる。

2 甲は、前項の調査に当たり、乙に対して報告を求めることができる。

3 甲は、必要に応じ、乙の名称並びに搬入する一般廃棄物の種類及び数量を公表することができる。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、乙から協定延長の申出（次年度分の委託通知の提出）があった場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もこの例による。

(違反時の措置等)

第6条 甲は、次の場合、直ちに一般廃棄物の区域内への搬入を停止又はこの協定を解除することができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

- (1) 乙が規程第3条に規定する委託通知に記載のない一般廃棄物を搬入したとき。
- (2) 乙の搬入行為により、甲及び処理施設周辺住民の不利益となる事象が生じたとき。
- (3) 本協定及び甲の定める条例又は規則に違反したとき。

2 乙は、乙が搬入した一般廃棄物によって甲又は第三者に損害を与えたときは、過失の有無を問わず、甲又は第三者に対して全損害の賠償をしなければならない。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1
苅田町
苅田町長

乙

第 年 月 日
号

苧田町長 様

市町村等名
代表者名

一般廃棄物搬入実績報告書

次のとおり、苧田町内の処理施設に一般廃棄物を搬入しましたので、苧田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程第7条第1項の規定により搬入実績を報告します。

記

1 処理期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 搬入した一般廃棄物の種類及び数量

種類	数量
	t
	t
	t

※ 1 t 未満の端数があるときは、切り上げて記入してください。

3 処理施設

第 年 月 日
年 月 日

様

苧田町長



環境保全協力金確定通知書

年 月 日付けで提出のあった一般廃棄物搬入実績報告書により、環境保全協力金の額が確定しましたので、苧田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 搬入された一般廃棄物の種類及び数量
 - (1) 種類
 - (2) 数量 トン

- 2 環境保全協力金（確定額）
円